

新旧対照表

(下線部は変更部分)

改正前				改正後			
岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領				岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領			
(目的)～(工事成績評定における評価、達成証明) 第1～7 【略】				(目的)～(工事成績評定における評価、達成証明) 第1～7 【略】			
(工事費の積算) 第8 1～2 【略】 3 補正係数				(工事費の積算) 第8 1～2 【略】 3 補正係数			
	4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上	4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25%(7日/28日) 以上28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上25%未満		4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上	4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25%(7日/28日) 以上28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01	労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.05	1.04	1.03	共通仮設費(率分)	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
現場管理費(率分)	1.07	1.05	1.04	現場管理費(率分)	<u>1.09</u>	<u>1.07</u>	<u>1.05</u>
4 【略】				4 【略】			
(その他) 第9 【略】				(その他) 第9 【略】			
(補則) 第10 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。 附 則(平成30年7月13日付け農計第341号) この要領は、平成30年7月13日から施行する。 附 則(令和元年5月7日付け農計第1号) この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則(令和2年3月24日付け農計第753号) この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休2日達成証明書の発行については、適用日以前に達成済みの工事に適用する。 附 則(令和2年6月25日付け農計第279号) この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則(令和3年9月29日付け農計第432号) この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則(令和3年11月12日付け農計第513号) この要領は、令和4年1月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則(令和4年8月31日付け農計第361号) この要領は、令和4年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則(令和5年3月6日付け農計第769号) この要領は、令和5年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第9については、令和4年4月1日以降完成した工事から適用する。				(補則) 第10 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。 附 則(平成30年7月13日付け農計第341号) この要領は、平成30年7月13日から施行する。 附 則(令和元年5月7日付け農計第1号) この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則(令和2年3月24日付け農計第753号) この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休2日達成証明書の発行については、適用日以前に達成済みの工事に適用する。 附 則(令和2年6月25日付け農計第279号) この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則(令和3年9月29日付け農計第432号) この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則(令和3年11月12日付け農計第513号) この要領は、令和4年1月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則(令和4年8月31日付け農計第361号) この要領は、令和4年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則(令和5年3月6日付け農計第769号) この要領は、令和5年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第9については、令和4年4月1日以降完成した工事から適用する。 <u>附 則(令和5年6月6日付け農計第204号)</u> <u>この要領は、令和5年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。</u>			